

茨城県報

第三千三百五十四号

告示

茨城県告示第八百三十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により昭和二十七年十月十日次のとおり登録した。

昭和二十七年十月十五日

茨城県知事 友末洋治

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者
茨城県 第百八 号	窒素りん酸加里 全量全量全量	五、八 二、四 一、三	茨城県結城郡水海道町三ノ丸番地 東茨城郡 竹原村大字羽鳥 三番地 那珂郡石 神村大字内宿老 六番地 掛村大字内野山 一八番地 川村大字小森 八番地

六七	五、八抽出なたね油 かす粉末	五、八 二、四 一、三	茨城県結城郡水海道町三ノ丸番地 東茨城郡 竹原村大字羽鳥 三番地 那珂郡石 神村大字内宿老 六番地 掛村大字内野山 一八番地 川村大字小森 八番地	有限会社水海道製油 所取締役社長 納部光哲
六八	五、三なたね油かす 粉末	五、三 二、三 一、〇	同上	皆藤栄
六九	五、三なたね油かす 粉末	五、三 二、三 一、〇	同上	川崎忠三
七〇	五、三なたね油かす 粉末	五、三 二、三 一、〇	同上	張替弘
七一	五、三なたね油かす 粉末	五、三 二、三 一、〇	同上	坂入豊

茨城県告示第八百三十七号

昭和二十七年度保母試験に合格した者は左のとおりである。

昭和二十七年十月十五日

茨城県知事 友末洋治

茨城県保母試験合格者名簿
小松崎節子 国井敦子 片野栄子 小吹芳子 高野よ志 渡辺きぬ 増淵竭子 小倉正

茨城県報

第三三五四号

昭和二十七年十月十五日

水曜日

(明治三十五年三月十七日)
第三種郵便物認可

安島すゞ子 雨沢愛子

安達ちか 鈴木昌子

飛田と志 岡親子

藤吉和子 岡喜久子

山下好子 沢畑裕子

出沼シゲ子 関妙子

今橋みや子 藤井厚子

森田澄江 豊田一子

丸木イシ 加藤綾子

石川イシ 石川なみ

小田部君江 長岡りん

堀江節子 淀川浜子

鈴木富美子 蜂谷成子

岡部はる江 山里幸子

寺門むつみ 高萩章子

岩本正子 吉田絹子

坂本好子 住谷和子

木舟和江 飯田美代子

成井玉江 下田智子

勝村まさ子 上方曄子

飯田孝子 久保田昌子

諸星ヒサ 倉持喜代

飯村良子 小林いち

坂本節子 近藤安津重

勝田三芳子 山中はる

小岩井愛子 野村米子

仁平いね子 太田祝子

安田とし子 岡野トヨ

田口和子 岡部歌子

宮本てい子 相山綾子

菅井はつ

茨城県告示第八百三十八号

昭和二十七年九月二十九日左のとおり
譲渡令書を発行したが、所有者に交付が
できないので自作農創設特別措置法及び
農地調整法の適用を受けるべき土地の譲
渡に関する政令第二条第一項の規定によ
り公告する。

昭和二十七年十月十五日

茨城県知事 友末洋治

記

一 譲渡すべき土地の所有者の氏名
金子辰藏

二 譲渡すべき土地の所在地、地番地目
及び面積
筑波郡小野川村大字赤塚字新井田百
二十八番地 田、四畝二十一歩

三 譲渡すべき土地の譲り受けるべき者
の名称
農林省

四 譲渡の時期
昭和二十七年十月二十日

五 対価及びその支払方法
対価 四千九百二十八円
支払方法 自作農創設特別措置法及
び農地調整法の適用を受
けるべき土地の譲渡に關
する政令施行令第十一條

昭和二十七年十月十五日

水曜日

(明治三十五年三月十七日)
(第三種郵便物認可)

第一項第二号の規定により供託する。

六 支払金の額及びその支払の方法

支払金 二千百十二円

支払の方法 供託対価について徴収する。

各種委員會規則

給料の支給定日の特例に関する規則を公布する。

昭和二十七年十月十五日

茨城県人事委員会

委員長 清水 照 夫

茨城県人事委員会規則第八号

給料の支給定日の特例に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年条例第九号。)

第七条の規定に基づき、給料の支給定日

に關し、職員の給与に關する規則(昭和二十七年人事委員会規則第二号。以下「規則」という。)

第三条の規定の特例を定めることを目的とする。

(給料の支給定日の特例)

第二条 給料の支給定日は、当分の間、規則第三条の規定にかゝらず、同条

に規定する支給定日より七日繰り上げた日とする。但し、昭和二十七年十月

においては、同条に規定する支給定日

より三日繰り上げた日とする。

第三条 前条の支給定日が休日又は日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日でない日を支給定日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

建築基準法第五十四条第一項の規定に

基き左記のとおり聽聞を行います。

昭和二十七年十月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

聽聞期日 昭和二十七年十月二十三日午

前十時

場 所 水戸市大阪町二八一番地

聽聞事項 山田得工場内

住居地域内において原動機を

使用し制限をこえた木工作業

場の用途変更の許可に關する

こと。

申請者住所氏名

水戸市大阪町二八一番地

建築物構造規模

木造平家一部二階建、セメント瓦葺

工場部分七、七五坪、住居部分七、

七五坪

建築物の位置

水戸市大町二八一番地

雜 報

行旅死亡人周知方

左記各県から行旅死亡人周知方依頼があつたので心当りの向はそれぞれ当該取扱市町村長あて直接照会されたい。

昭和二十七年十月十五日

茨城県民生部長

記

一 福井県吉田郡森田町々長取扱

一 本籍、住所

一 不詳

一 性別及年令

一 女、推定三〇才位

一 氏 名

一 不詳

一 特 徴

一 面長、色白、一見女工風、頭髮長し

一 (バーマなし)中肉、身長四尺五寸

一 位

一 着 衣

一 白木綿スカウト一、絹交織ブラウス

一 一、青色木の葉模様ブラウス、白木

一 綿スカウト一、黒木綿ズロース二、

一 紺サージバンド(セルロイド留付)

一、

一 所持金品

一 現金五四〇円、黒革褌口一、赤ビロ

一 ード白黒の菱形模様鼻緒付杉焼下駄

一、一、帯地チャック付袋一、日本手拭一

一 死 因

麥 死

一 死亡年月日及場所

一 昭和二十七年八月二十八日、北陸線

一 森田駅北方三〇〇米森田町石盛地籍

一 に於て大阪発青森行下り五一列車

一 に飛込む。

一 処 置

一 身柄を森田町下森田區火葬場に仮埋

一 葬す。

一 記

一 佐賀県唐津市長取扱

一 本籍、住所、氏名

一 不詳

一 性別、年令

一 男、三十五才位

一 日時、場所

一 昭和二十七年七月二十八日、唐津市

一 虹の松原

一 死 因

一 心臟痙

一 人相、特徴

一 身長五尺六寸、中肉、長顔、二重瞼、

一 上齒金冠一本、長髪

一 着衣、遺留品

一 白ランニングシャツ、白カッターシ

一 ャツ、濃灰色ズボン、茶色革靴、中

一 島の印鑑、万年筆、西日本新聞

一 其の他

一 東唐津無縁埋地に仮埋葬す。